

（報告）今年度措置した規制見直しについて

平成28年3月22日
商務流通保安グループ
電力安全課

（1）**電気事業法第2弾改正（平成26年法律第72号）に関連する政省令等整備**

（平成27年6月小委員会審議 → 平成28年4月1日公布、施行）

- 発送電分離後において厳格な保安規制を適用する電気工作物の範囲について、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業に加え、売電を主目的とする発電設備の出力合計が200万kWを超える発電事業に供するものを対象とすることを規定。
- 新設する「使用前自己確認制度」の対象として、以下の定型的な設備を規定。
 - ① 出力2000kW未満の燃料電池発電設備（単機出力500kW未満の発電設備を組み合わせるものに限る）
 - ② 水力発電設備の洪水吐きゲート用予備動力設備

（2）**事故報告対象等の見直し**

（平成27年12月小委員会審議 → 平成28年3月31日公布、4月1日施行）

- 事故情報の適切な把握・分析、対策の水平展開に資するため、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）及び関連内規を改正。
 - ・ 発電事業の事故状況を適切に把握するため、主要電気工作物の損壊事故等に加え、長期間（7日間以上）運転停止した発電支障事故を報告対象に追加
 - ・ 電気工作物の損壊や他物件の損傷の有無にかかわらず、構外に重大な影響を及ぼした事故（例：太陽光パネルの構外飛散、自然災害に起因する導水路からの溢水・土砂崩れ）を広く報告対象に追加
 - ・ 軽微な事故も対象とする「電気保安年報」について、事故原因・事故部位等の情報を含めたものに充実化 など

（3）**発電用火力設備の技術基準解釈の国際整合化**

（平成26年7月小委員会審議 → 平成28年2月25日公布、施行）

- 火力発電設備の設計にあたっての安全率について、米国機械学会（ASME）規格や国内他法令（ガス事業法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法など）と同様の安全率3.5を取り入れ。
※液化ガス設備及びガス化炉設備については、今年度の安全評価の結果を踏まえ、来年度措置予定
- 併せて、米国ASME規格の類似規格として策定された（一社）日本機械学会「JSME規格基本規定（2012年版）」を技術基準解釈でエンドース。

（4）ダム水路主任技術者の外部委託制度などの整備

（平成26年12月小委員会審議 → 平成28年3月22日公布、施行）

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により、多様な新規事業者が参入し、中小水力発電設備の設置が増加している。これらの事業者の多くは、ダム水路主任技術者については、免状を有しない者を大臣の許可により選任する形を取っているが、増加する設備の保安水準を保つため、リスクが低いと認められた小型の設備に限り、外部委託制度を整備。

（5）電気さくに係る安全対策

（平成27年12月小委員会審議 → 平成28年3月11日公布、4月1日施行）

- 平成27年7月19日に、鳥獣による植物への被害の防止を目的として設置された「自作」の電気さくによる感電死傷事故が発生した。同様の事故の再発を防止するため、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）を改正し、電気工事士の作業を不要とする工事を「安全対策が施された電気さく用電源装置を用いた電気さくの設置の作業」に限定。

（6）その他の個別設備に関する規制見直し

1. 使用頻度の低い小型ガスタービンの定期事業者検査の検査時期の延長

（平成26年12月小委員会審議 → 平成27年4月3日公布、施行）

- 出力1万kW未満の小型ガスタービンについて、定期事業者検査の検査時期延長の期間の限度として6年間という上限を付していたが、使用頻度が極めて低く稼働時間も短い設備の場合は、上限を付す理由は乏しいことから上限年数を撤廃。

2. 水力発電設備における一般用電気工作物とダム水路主任技術者の選任不要の範囲の変更

（平成26年12月小委員会審議 → 平成27年4月30日公布、施行）

- 農業用排水施設に水力発電設備を設置するにあたって、土地改良事業の施行者によって管理されている場合は、他法令による適切な保安の確保が行われていると認められることから、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、20kW以下の設備であれば一般用電気工作物としての取り扱う旨を規定。

3. 常時監視しないことができる固体酸化物形燃料電池発電所の圧力要件の見直し等

（平成27年6月小委員会審議 → 平成27年12月3日公布、施行）

- 電気設備の技術基準の解釈を改正し、固体酸化物形燃料電池発電所の合計出力が300kW未満であり、かつ、燃料・改質系統設備の圧力が1MPa未満のもので、「異常が生じた場合に安全かつ確実に停止」することができるものについては、「常時監視しないことができる発電所」と位置づけ。
- 電気設備の技術基準の解釈で引用している民間規格について、保安水準に影響を与えない項目の改正が行われたことを踏まえ、最新版に更新。